

安全・安心対策のさらなる充実について その2

- P2～ 届出事業の登録事業化
- P7～ 事故発生時の安全教育の強化
- P10～ 旅客名簿の備置き義務の見直し

1. 届出事業の登録事業化

主な論点及び現状と課題

検討委における主な関連ご意見

- 現行制度は、定員12名以下の船舶による運航は届出とされている。許可事業の規制が強化された場合、届出で済むよう定員を減らす事業者が出てくる可能性があり、同時に規制を強化していかなければいけないのではないか。

現状と課題

<現状>

- 届出事業者は、許可事業者と比較して事業規模が小さい事業者が多く、海上タクシーや医療の緊急搬送など、地域交通を補完する役割や、遊覧船による観光コンテンツの役割を果たしている。

<課題>

- 現行制度下において、許可事業者であれば欠格事由に該当する事業者や、重大事故を起こした事業者であっても、届出事業者の場合は欠格事項に該当しないため、運航事業を継続できてしまう。

現行制度：海上運送法の事業区分



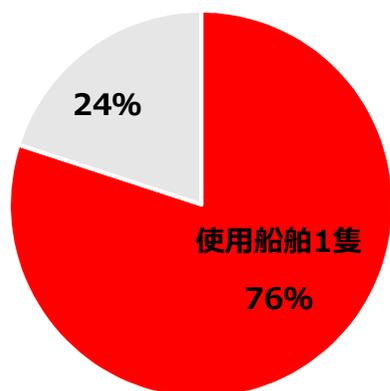
現状：届出事業者の現状

- 届出事業者（※）は、海上タクシーや医療の緊急搬送など、地域交通を補完する役割や、遊覧船による観光コンテンツの役割を果たしている。
- 使用船舶1隻の事業者が8割を占める。うち、7割は全従業員数が2名以下となっている。
- 船長と運航管理者を兼任している場合や、主な事業が遊漁船・漁業である場合が多い。
- ※ 届出事業者数 4,569者（R3.4時点）（海上運送法第20条①、第19条の5①（人の運送をするもの））

<使用船舶数等>

■ 使用船舶1隻

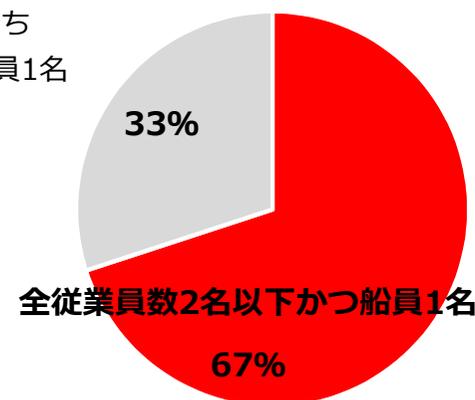
■ 使用船舶2隻以上



※使用船舶1隻の事業者のうち

■ 全従業員数2名以下かつ船員1名

■ 全従業員数3名以上

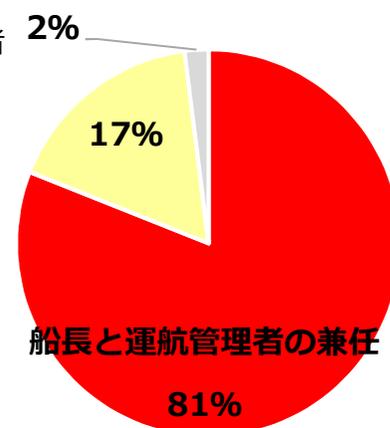


<船長と運航管理者の兼任状況>

■ 兼任している

■ 兼任していない

■ 未回答等



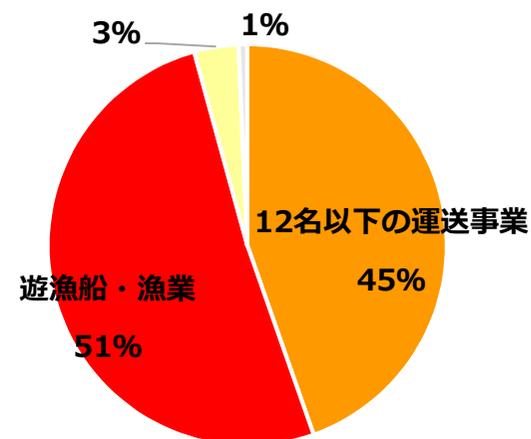
<主な事業>

■ 12名以下の運送事業

■ 遊漁船業・漁業

■ 13名以上の運送事業

■ 未回答等



国土交通省調査より作成

不定期航路事業者（海上運送法第20条①）1,854者より回答（R4.8.1時点）

対策の方向性

対策の方向性（案）

- 事業の届出制度から登録制度に改め、事業停止や事業取消の行政処分の対象とし、欠格事由の該当確認等、一定の参入規制を行うことにより、悪質な事業者を退出させることとする。
- 一方、事業規模が小さいこと等に鑑み、許可事業者に参入時に課す審査項目（事業遂行能力、輸送需要を踏まえた施設の適応性等）への適合性までは求めないこととする。
- なお、許可事業と同様に、安全統括管理者・運航管理者についての資格制度の創設や事業用操縦免許の取得要件の強化、船長の選任要件の創設等、今回の事故を踏まえ安全対策を強化する。
- 上記のいずれも、対象は対外旅客定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業とする。

〈登録制への移行〉

	届出制	登録制
欠格期間	無	有
事業停止	対象外	対象
事業取消	対象外	対象

2. 事故発生時の安全教育の強化

主な論点及び現状と課題

検討委における主な関連ご意見

- ルールや設備のような表面的なものでは事故を防げない。運輸安全マネジメントの常態化・日常化が必要。人間力が重要であり、人材を養成することが必要。

現状と課題

- 現行制度では、事故等が発生した際に運輸局への報告は義務付けられているものの、その後の再発防止に向けた安全教育の実施のタイミングや、陸員への安全教育の実施については、必ずしも明確となっていない。

参考：安全管理規程（雛形） 旅客船 一般航路事業

（安全教育）

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、〇〇部と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準、消火プラン、衛生管理規程及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

対策の方向性

対策の方向性（案）

- 旅客を死傷させる等一定の事故が発生した場合、安全統括管理者・運航管理者は、必要な範囲の陸員・船員に対し、一定期間内に、再発防止に向けた安全教育を実施しなければならないことを明確化する。
- 当該安全教育の結果については、事業者が記録を作成・保存するとともに、運輸局に報告させることを想定。

※ 1 安全管理規程上の位置づけの明確化を想定

※ 2 対象となる事故の範囲、安全教育の内容等については引き続き検討

※ 3 ドライブレコーダーを設置する船舶の場合は、事故の発生時の映像等を安全教育に活用

<参考 1> 貸切バス等

死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者等へ特別な指導を実施。

<参考 2>

今般導入する、小型旅客船の船員への初任教育訓練では、社内外の過去の事故等の事例についても、教育訓練の内容に含める方向で検討中。

3. 旅客名簿の備置き義務の見直し

現状と課題

<現行制度>

- 旅客名簿については、現在、船員法第18条等に基づき、原則船長が船内に備え置くこととされている。

<課題>

- 船舶が沈没した場合には、記載内容を確認できなくなり、行方不明者の身元特定や損害賠償等に支障が生じる可能性がある。
- 沿海区域を航行する旅客船については、旅客名簿の備置きが義務付けられていない。

現行

		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路	備置義務なし			長距離航路等は備置義務あり(原則船内)
	離島航路以外				備置義務あり(船内)
外航船		—			備置義務あり(陸上及び船内)

対策の方向性

対策の方向性（案）

- 旅客名簿を備え置く場所を原則として陸上に変更するとともに、備置きの義務主体を船長から旅客船事業者に変更することとする。
- 沿海区域以遠を航行する船舶のうち、航行時間、航路の特性等を踏まえて、一定の船舶に備置きの義務付けを拡大することとする。

義務主体の見直し

- 船長 → 旅客船事業者に変更

備え置く場所の見直し

- 原則船内 → 原則陸上に変更

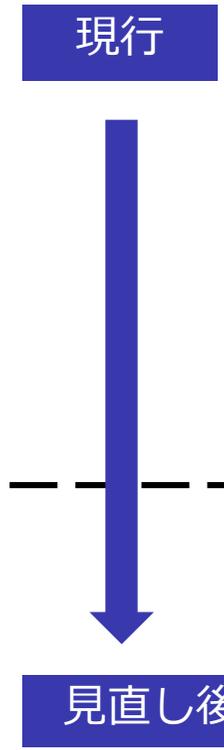
※ 例えば、船内で作成した旅客名簿をスマートフォンで撮影した画像を出港前に、①営業所のパソコンにメール、②営業所との共有サーバーに保存、のような方法でもよいこととする。

備置き義務の対象の見直し

- 沿海区域を航行する船舶は備置きが不要

→沿海区域以遠を航行する船舶のうち、航行時間、航路の特性等を踏まえて、一定の船舶に義務付けを拡大。具体的な対象について引き続き検討。（イメージ：旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業の使用船舶であって、運航の所要時間が1時間を超えるもの 等）

※ 同じ様式に列記する方式ではなく、例えば、①ホームページ経由の予約客のリスト、②旅行会社経由の予約客のリスト、③旅客個人又はグループ単位の記録等を組み合わせてもよいこととする。



		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路※	備置義務なし			長距離航路等は備置義務あり (原則船内)
	離島航路以外				備置義務あり (船内)
外航船		—			備置義務あり (陸上及び船内)

		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路※	備置義務なし			長距離航路等は備置義務あり (陸上)
	離島航路以外				備置義務あり (陸上)
外航船					備置義務あり (陸上及び船内)

沿海区域以遠を航行する船舶のうち、航行時間、航路の特性等を踏まえて、一定の船舶に義務付けを拡大。具体的な対象について引き続き検討。(イメージ)

旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業の使用船舶であって、運航の所要時間が1時間を超えるもの 等

※離島航路整備法上の離島航路

見直しのイメージ

- 旅客数が多い船舶で旅客名簿の記載のための行列が発生することを防止するため、記載時間を短縮できるよう、
 - ・ 「氏名」及び「住所」は、カタカナによる記載が可能であること
 - ・ 「乗下船年月日及び乗下船港」は旅客船事業者による記載が可能であることを通達で明確化
- グループ内の代表者以外の旅客に係る記載事項を簡略化することも検討。

現行	見直し後（イメージ）
氏名 ^{※1}	カタカナによる記載が可能
年齢 ^{※2}	
性別	
住所 ^{※1、3}	カタカナによる記載が可能
乗下船年月日及び乗下船港	旅客船事業者による記載が可能
介助等の支援の要否	

※1：外国人の場合はアルファベット等で記入する。

※2：年齢区分（少なくとも大人、子供及び幼児の区分が判別されるように記載されたもの）でもよい。

※3：住民票に記載されている市区町村名をもって足りる。